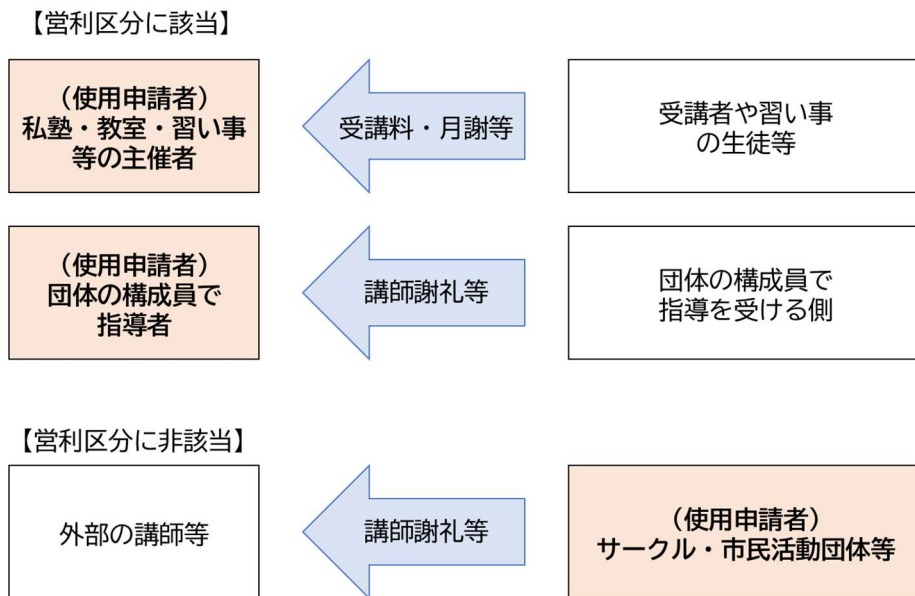


営利区分について

営利は、サービスの提供に金銭的対価を伴う活動で、施設の使用が直接的な経済的利益を生み出す目的で行われるものになります。例としては、塾や教室など受講料を徴収してレッスンを提供する活動や参加費を徴収する催し物、物品の出張販売などになります。

ただし、団体等の構成員でない講師等を招き、謝金を支払う地域住民有志による活動など、謝金を払う側が施設の使用申請者（主催者）である場合や事業の性格上実費負担を要する場合は営利の対象とはなりません。



➤ 営利基準

- ① 使用許可を受ける団体又は個人が金銭等を徴収し事業を行う場合。
ただし、徴収する金銭が1回1人当たり2,000円以下で、徴収した金銭の総額が事業に直接要する経費（人件費に関する経費を除く直接的に参加者に還元される経費）以下の場合には営利使用には非該当。
- ② 金銭の取引がその場で発生しないが、金銭的な利益を得ようとする行為又はそれに繋がる行為（契約行為、又は契約につなげる目的の説明会などの勧誘行為、商品の宣伝）。

➤ **使用が認められない事項**

- ① 不特定の方を対象にした販売など、来場者を事前に特定していないもの
- ② 毎週○曜日開催など、継続的な施設使用又はそのおそれがある（一時的な使用に限る）
- ③ 法令や公共の福祉に反するおそれがあるもの
- ④ 施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるもの（音、におい、振動等により他の使用者に著しい支障をきたすもの）
- ⑤ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- ⑥ あっせん勧誘行為等（ねずみ講式販売方法、マルチまがい商法等）やこれらにつながる可能性があるもの
- ⑦ あたかも市が主催又は共催しているかのように誤認されるおそれのあるもの
- ⑧ その他、施設に直接問い合わせが生じてしまうおそれのあるもの

➤ **その他**

予約時に企画書等の内容がわかる疎明資料のアップロードが必要となります。

以 上